

船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について 〔第24回 平成29年5月16日開催〕

議題1 船員派遣事業の許可に係る事業所監査の結果について

船員派遣事業は平成17年4月に制度化され、これまで船員部会の審議を経て、302の事業者に対して許可を行った。（現有効許可数 234）

船員派遣事業の適正な実施を図るため、船員職業安定法第102条（報告及び検査）に基づき、新規許可後3月経過を目途に許可申請事項等を確認するための事業所監査を、許可の有効期間（新規3年、更新5年）内に最低1回の事業執行状況、法令遵守状況等を確認するための事業場監査を実施することとしている。

船員派遣事業制度の導入に当たり、「施行の状況を勘案して、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であり、そのため官労使によるフォローアップの場を設ける」とされたことを受けて、「船員派遣事業等フォローアップ会議」を平成17年7月設置し、これまで24回開催したところである。

平成29年5月16日に「第24回船員派遣事業等フォローアップ会議」を開催し、地方運輸局等が平成28年7月から12月までに実施した20事業者の事業所監査のデータ等を基に船員派遣制度のフォローアップを行った。

1. 被監査事業者の概要等

（1）船員派遣の実施状況

- ・実施済： 18事業者
- ・未実施： 2 //

（2）船員派遣事業以外に兼業している事業

- ・外航海運業： 2事業者
- ・内航海運業： 11 //
- ・船舶管理業： 3 //
- ・船舶代理店業： 2 //
- ・その他： 1 //
- ・兼業なし： 4 //

（3）派遣船員等の状況

- 派遣船員を含む雇用船員： 650人
- 派遣船員： 534人
- 派遣船員以外の雇用船員： 116人
(常用雇用 116、期間雇用 0)
- 監査時に乗船中の派遣船員： 106人
- 派遣船員の延べ人数： 1,713人
- 派遣先船舶： 実数146隻 (内航 126、外航 20)
- 派遣先船舶の延べ隻数： 1,653隻
- 派遣先企業： 85事業者 (国内 78、海外 7)

2. 事業所監査における是正指導状況

- (1) 船員職業安定法関係： 4事業者
 - 派遣派遣事業変更の未届出
 - 船員派遣契約書の記載不備
 - 派遣船員であることの明示不備
 - 派遣先への派遣船員に関する事項の通知不備
 - 派遣船員への就業条件明示書の不備
 - 派遣元管理台帳の記載不備
- (2) 船員労働安全衛生規則関係： 1事業者
 - 派遣先への安全衛生教育に係る実施記録の未通知

〔是正指導事項については、全て改善済み〕

3. 主な意見等

- 今回是正指導を行った事業者の、過去の監査の是正指導状況について
- 船員派遣元事業主を対象とした船員派遣事業に係る講習会は今年度も実施するのか

議題2 船員派遣事業の許可基準の検討について

船員派遣事業許可基準の検討について事務局から説明を行ったところ、労働側委員から、「船員派遣事業等フォローアップ会議は何かを決定する場ではないので、この場で議論し取りまとめることは本会議の目的を逸脱しているのではないか。船員部会の方で検討すべきでないのか」との意見が出された。

○検討（見直し）内容

- 財産的基準について、船舶の建造等による負債の考慮
- 事業所の面積の見直し

〔参考〕 船員派遣事業等フォローアップ会議委員名簿

座長： 小塚 莊一郎 学習院大学教授
原 昌登 成蹊大学教授

〔労働者側〕

池谷 義之 全日本海員組合 国際局長
高橋 健二 // 水産局長
平岡 英彦 // 国内局長
立川 博行 // 政策局長

〔使用者側〕

岩瀬 恵一郎 (一社) 日本旅客船協会 労務部長
木上 正士 (一社) 大日本水産会 事業部長
田中 俊弘 (一社) 日本船主協会 常務理事
内藤 吉起 日本内航海運組合総連合会 理事

〔国土交通省〕

高杉 典弘 海事局 船員政策課長
細田 直樹 海事局安全政策課 首席運航労務監理官
(事務局：海事局船員政策課雇用対策室)